（略）	（略）	（略）
系統図	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備
制御図	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の制御方法
（は）機器表	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

２・３　（略）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）

第二十四条　法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条　法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（略）	（略）	（略）
系統図	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備
制御図	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の制御方法
（は）機器表	（略）	（略）
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

２・３　（略）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）

第二十四条　法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条　法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）